

豊橋市家庭用省エネ冷蔵庫買替促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市家庭用省エネ冷蔵庫買替促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、エネルギー消費性能の優れた電気冷蔵庫（一般消費者が家庭生活の用に供する電気冷蔵庫をいう。以下同じ。）に買い替える者に対し予算の範囲内において経費の一部を補助することにより、家庭の電気代及びエネルギー消費量の削減につなげ、もって経済的負担軽減及び温室効果ガスの排出量削減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 多段階評価点 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）に規定する多段階評価点をいう。

(2) 省エネ冷蔵庫 一般消費者が家庭生活の用に供する電気冷蔵庫であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度：2021年度）が100パーセント以上であるもの

イ 多段階評価点が4.0以上であるもの

ウ 新品（未使用品）であること。

エ リース品でないこと。

(補助対象者等)

第4条 補助対象者、補助対象製品、補助対象経費及び補助金の額については、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年6月16日から令和7年12月21日までに、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、豊橋市家庭用省エネ冷蔵庫買替促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 次に掲げる事項が全て記載されている補助対象経費に係る領収書又はレシート（以下「領収書等」という。）の写し

ア 購入日

イ 購入店舗名（市内販売店舗名）

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用及びその内訳（省エネ冷蔵庫の本体価格が分かるもの）

オ リサイクル料金。ただし、買替え前の電気冷蔵庫に係る特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しに代えることができる。

（２） 購入した省エネ冷蔵庫の型番が記載されたメーカー発行の保証書の写し

（３） 買替え前の電気冷蔵庫の製品型番及び製造年式が分かる品質表示板などの写真

（４） その他市長が必要と認めたもの

３ 第１項の規定による申請は、市長が指定する申請フォームに、前項に掲げる書類と同様の情報を入力し、又は登録して送信する方法により行うことができる。

４ 市長は、第２項に規定する豊橋市家庭用省エネ冷蔵庫買替促進補助金交付申請書兼請求書の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合又はその他本要綱に定められた要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を定めて当該申請の是正又は補正を求めることができる。

５ 市長は、前項に規定する期限を超過してもなお是正又は補正がなされない場合は、第６条第１項に基づく補助金不交付の決定を行うことができる。なお、市長がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。

６ 市長は、第１項の豊橋市家庭用省エネ冷蔵庫買替促進補助金交付申請書兼請求書を先着順に受け付けるものとし、申請された補助金の合計が予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、交付申請の受付を停止するものとする。この場合において、予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったときは、その日に交付申請を行った者について抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

７ 補助金の申請は、１世帯につき１回限りとする。

（交付の決定）

第６条 市長は、前条第１項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、豊橋市家庭用省エネ冷蔵庫買替促進補助金交付決定通知書（様式第２）により申請者に対し通知し、補助金の交付が不適当と認めたときは、豊橋市家庭用省エネ冷蔵庫買替促進補助金不交付決定通知書（様式第３）により申請者に対し通知するものとする。

２ 前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助金の請求及び交付）

第７条 市長は、前条第１項の規定による補助金の交付決定をした後、豊橋市家庭用省エネ冷蔵庫買替促進補助金交付申請書兼請求書による申請者の請求に基づいて補助金を交付するものとする。

（使用の期間）

第８条 第６条第１項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助対象製品を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間継続して使用しなければならない。

（財産処分の制限）

第９条 交付決定者は、法定耐用年数の期間内において、補助事業により取得した財産を、補助金

交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない（以下「処分等」という。）。

- 2 交付決定者は、前項に規定する処分等をする場合は、あらかじめ処分承認申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。ただし、天災による破損等、自己の責めに帰さない事由で補助対象製品を処分等する場合は、事後の提出でよいものとする。この場合、当該補助対象製品の処分日が分かる書類を添付しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は第8条に定める使用の期間を月数に換算したのから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を命ずるものとする。

（加算金）

第12条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、豊橋市補助金等交付規則第16条の規定により、加算金を市に納付しなければならない。

（調査）

第13条 市長は、補助金の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 2 前項の場合において、交付決定者は、市長の求めに応じなければならない。

（協力要請）

第14条 市長は、交付決定者に対し、補助金に関するアンケート調査、データ提供等の協力を求めることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年5月28日決裁）

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第4条関係） 補助対象者等

補助対象者	既設の電気冷蔵庫から省エネ冷蔵庫に買い替え、自らが居住する住宅に設置した個人で、次に掲げる条件を全て満たすもの (1) 令和7年6月1日から令和7年12月21日までに省エネ冷蔵庫を市内販売店で購入した者 (2) 購入した省エネ冷蔵庫を市内の自ら居住する住宅に設置した者 (3) 既設の電気冷蔵庫（平成22（2010）年式以前の製品に限る。）からの買い替えであり、その電気冷蔵庫に係る家電リサイクル料金を令和7年6月1日から令和7年12月21日までに支払った者 (4) 申請日時点において市内に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者 (5) 豊橋市が徴収する税を滞納していない者 (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者 (7) とよはしエコファミリー宣言に賛同し、エコファミリー登録に同意する者
補助対象製品	市内販売店において購入した新品（未使用品）であり、かつ、次に掲げる条件を全て満たすもの (1) 省エネ冷蔵庫であること (2) 本体の購入価格が税込40,000円以上であること
補助対象経費	省エネ冷蔵庫の本体価格 ※消費税及び地方消費税を含む。 ※付属品、取付工事費、配送費等は含まない。 ※本体価格から値引きがある場合は、値引き後の価格とする。なお、領収書等に値引きの記載があるものの、本体価格からの値引きかどうか判別できない場合は、本体価格からの値引きとみなす。
補助金の額	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。 ※当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。